

国土交通省の営繕工事における働き方改革の取組について

国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 計画課 営繕技術企画官 頼本 欣昌

よりもと よしまさ

頼本 欣昌

1. はじめに

「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）やその後の建設業の働き

方改革に関する各種会議での議論等を踏まえ、国土交通省大臣官房官庁営繕部では、営繕工事における働き方改革の取組について、従前からの取組と新たな取組をパッケージ化して進めています（図－1）。本稿では、新たな取組を中心にご紹介します。

建設業の働き方改革における今後の取組の方向性を受け、営繕工事における働き方改革の取組をパッケージ化

＜建設業の働き方改革 今後の取組の方向性＞

① 適正な工期設定・施工時期の平準化

・時間外労働の上限規制に対応できるよう、週休2日を前提とした適正な工期設定による工事の発注や施工時期の平準化を推進

② 社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保

・適正な工期設定に伴うコスト増加のしわ寄せが必要経費の削減に繋がらないよう、社会保険の法定福利費や安全衛生経費を含んだ適正な請負代金による契約を徹底

③ 生産性向上 (i-Construction)

・工事現場における生産性向上を図る観点から、ICTの積極的な活用や書類の簡素化を推進

④ ガイドラインの策定・周知

⑤ 不適正な工期への対応の強化

⑥ 民間発注者への支援等

⑦ フォローアップ

＜営繕工事における取組＞

（凡例：既往・継続の取組－黒字 新たな取組－青字）

○ 適正な工期設定

・「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」に基づき、「建築工事適正工期算定プログラムVer. 2(日建連)」を活用した適切な工期設定、工期延期
・設備工事の適正な工期確保のため、概成工期(受電時期の目安)の設定、**建築工事の工程表による設備工事の施工期間確保の確認に同プログラムの活用**

○ 週休2日の推進

・建築工事標準仕様書において週休2日を適用
・原則、週2日現場閉所の試行とともに、**週休2日工事をモニタリング**
・**週休2日促進工事(労務費の補正等)の実施**

○ 施工時期の平準化

・予算取得の国債化(適正な工期確保にも寄与)、余裕期間制度の活用
・長期国債の活用などにより、年度末に集中する完成時期の分散化

○ 予定価格の適正な設定

・営繕積算方式において法定福利費・安全衛生経費を適切に計上

○ ICTの積極的な活用等

・BIM活用・施工合理化工法の施工者提案による採用
・民間で進められている**施工合理化工法の評価、標準化の検討**

○ 書類の簡素化

・書類の簡素化(現場での運用の徹底)、国の統一基準として工事の標準書式を制定
・**ICT活用などによる書類作成及び情報伝達の効率化方策の検討**

○ 設計意図の的確な反映 (建築固有の対応)

・**遅滞ない設計意図伝達(施工段階の設計)のため伝達時期を遵守する旨を規定**
・**各施工計画段階で施工図等に設計意図を的確に反映するため、工事契約後に決定すべき事項を適時に確定する仕組みを検討**

公共建築工事、民間建築工事の発注者への普及促進

※出典：建設業の働き方改革に関する協議会資料(平成29年7月28日)

図－1 営繕工事における働き方改革の取組のパッケージ

2. 営繕工事における働き方改革の主な取組

(1) 適正な工期設定・施工時期の平準化

① 週休2日の推進（週休2日工事のモニタリング）

国土交通省の営繕工事では、公共建築工事標準仕様書等において、原則として土日祝日には施工を行わない^{*1}こととしていますが、実質、週休2日が確保されない場合があります。そこで、平成29年9月より、現場閉所を含む週休2日工事のモニタリングを実施し、週休2日の確保を目指すとともに、その阻害要因の把握と改善方策の検討を進めることとしました。

具体的には、原則、延べ床面積1,000㎡以上の新築工事で、契約後に受発注者間でモニタリングを実施することについて協議が整った工事を対象とし、各現場の状況等を勘案しつつ、適切に週休2日（現場閉所）の目標設定を行います。受発注者間の予期せぬ事情により目標達成に向けた課題が生じた場合には、受発注者間で要因の把握や対応策を協議し、要因の解消に努めるとともに、阻害要因の把握やその改善方策の検討を行うために、工事完了時点で受発注者へアンケート調査を実施していくこととしています。

② 週休2日の推進（労務費の補正等の試行）

また、平成30年4月以降に入札手続きを開始する工事から、労務費の補正等の試行を行う週休2日の取組を行う工事（週休2日促進工事）を実施することとしました。

基本的には、工事着手日から工事完成日までの期間で、4週8休以上の現場閉所が達成された場合に、補正係数により労務費の補正を行います（共通仮設費及び現場管理費は従前どおり工期に応じて算出します）。発注者指定方式と受注者希望方式のいずれかで実施し、発注者指定方式の場合は、当初の予定価格から補正し、4週8休以上の現場閉所が未達の場合は減額変更を行います。また、受注者希望方式の場合は、4週6休以上の

現場閉所が達成されれば、その達成状況に応じた補正係数により補正します。なお、週休2日促進工事を実施する場合も、モニタリングを行うこととしています。

③ 適正な工期設定（各工程の適正な施工期間の確保）

営繕工事では、従前から「公共建築工事における工期設定の基本的な考え方^{*2}」に基づき、一般社団法人日本建設業連合会が作成した「建築工事適正工期算定プログラム Ver.2」を活用した、適正な工期設定に取り組んできたところですが、新たに、工事の各工程における適正な施工期間の確保に取り組むこととしました。

具体的には、新築工事の工事発注準備段階において、「建築工事適正工期算定プログラム」を参考にして、総合試運転調整の期間を適正に確保するための概成工期^{*3}を設定し、現場説明書等に特記するとともに、工事施工段階において、監督職員は、実施工程表の承諾の際、別契約の関連工事の施工期間が適正に反映されていることなどを確認することとしています。後工程（内装工事、設備工事、舗装工事等）にしわ寄せを生じさせないよう配慮し、各工程の適正な施工期間を確保します。

(2) 社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保

① 予定価格の適正な設定

適正な工期設定に伴うコスト増加のしわ寄せが必要経費の削減につながらないように、工事費の積算においては、法定福利費や安全衛生経費を適切に計上する必要があります。営繕工事では、これらの経費は直接工事費や共通費の一部として計上しています。

これまで、事業主負担分の法定福利費相当額を適切に予定価格に計上するため、市場単価の割増補正等、積算方法の見直しを行ってきました。また、製造業者等から収集する見積書において、事業主負担分の法定福利費を種別ごとに明記できるよう、各府省庁の統一基準である公共建築工事見積標準書式の改定を行いました。

(3) 生産性向上 (i-Construction)

① 設計意図の的確な反映(遅滞ない設計意図伝達)

建築工事は携わる関係者が多いことや、設計者(建築士)が作成する設計図書どおりに工事を行う必要があるという特徴を踏まえると、建築工場の生産性向上には、現場において設計内容を遅滞なく決めていくことが必要となります。

そこで、平成 29 年 10 月より、設計者が施工段階に行う設計意図伝達業務(設計者が施工者や工事監理者等に設計意図を正確に伝えるため、設計図書に基づき、施工者からの質疑応答や、工事材料、設備機器等の選定に関する助言等を行う業務)において、新たに契約事項として、常に工事の工程を確認して業務を実施することや、工事の工程に合わせて検討・報告等の期限が設定された場合はこれを遵守することなどを規定することとしました。

② 設計意図の的確な反映(施工段階における関係者間調整の円滑化)

現場への指示等が遅れると現場に手待ち時間が

発生し、生産性が低下します。営繕工事では、現場への指示等に当たって、関係者間調整(発注者、設計者、工事監理者、工事受注者、施設管理者等の多様な関係者間での調整)が必要となる場合が多くあります。このため、平成 30 年 3 月、営繕工事における生産性向上を推進するべく、工事の各工程における関係者間調整を円滑化し、現場への指示等を適時に行えるよう、発注者として実施する事項について、既に実施中の取組を含め 3 つの取組に取りまとめました(図-2)。

1 つ目は、前述の遅滞ない設計意図伝達です。

2 つ目は、工事受注者が施工上密接に関連する工事間で行う納まり等の調整を効率化するため、必要に応じた「総合図作成ガイドライン」(公益社団法人日本建築士会連合会作成)の参照、BIM 活用促進等の各種ツールを活用した取組の促進です。

3 つ目は、関係者間での情報共有や検討等を迅速化するため、関係者が一堂に会する会議の早期開催に努めるほか、情報共有システムの活用を促進する取組です。

- 営繕工事の生産性向上に向けて、**現場への指示等※1を適時に行えるよう、工事の各工程における関係者間調整※2を円滑化**するために発注者として実施する事項を取りまとめた。
- **工事受注者等の業務平準化のため、余裕期間制度を更に積極的に活用**する(工事着手前に関係者間調整の準備が可能)。

※1: 施工者に対する発注者の指示または承諾、※2: 発注者、設計者、工事監理者、工事受注者、施設管理者等の多様な関係者間での調整

■ 円滑化のための実施事項 ■

① 遅滞ない設計意図伝達※3

- ◇ 遅滞ない設計意図伝達を仕様書に明記
- ・ 常に工事の工程を確認して業務を実施
 - ・ 検討、報告等の期限を遵守

② 納まり等の調整※4の効率化

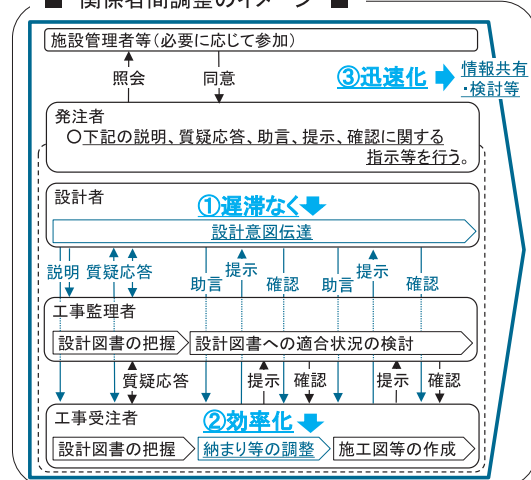
- ◇ 各種ツールを活用した取組の促進
- ・ 納まり等の調整用図面を作成する場合、必要に応じて「総合図作成ガイドライン」※5を参照
 - ・ BIM活用促進

③ 情報共有や検討等の迅速化

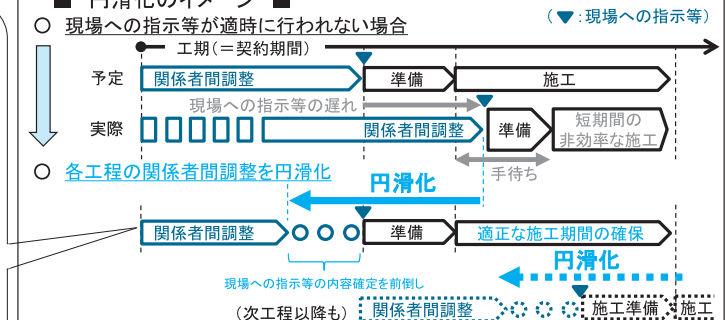
- ◇ 関係者が一堂に会する会議の早期開催
- ・ 工期の始期日以降速やかに開催
 - ・ 検討事項について、期限や担当を共有
- ◇ 情報共有システムの活用促進

※3: 施工段階で行う、設計意図を正確に伝えるための質疑応答・説明等、材料・機材等の選定に関する検討・助言等、※4: 工事受注者が施工上密接に関連する工事間で行う納まり等の調整、※5: (公社)日本建築士会連合会

■ 関係者間調整のイメージ ■



■ 円滑化のイメージ ■



■ 平準化のイメージ ■

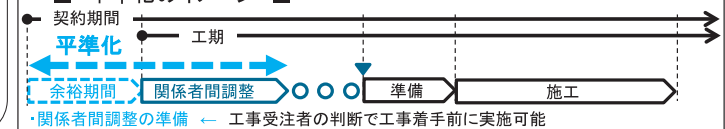


図-2 営繕工事の生産性向上に向けた施工段階における関係者間調整の円滑化(概要)

また、必要に応じて工事受注者等が工事着手前に関係者間調整の準備をすることができるよう、契約の締結から工事着手までの期間を確保する余裕期間制度を、さらに積極的に活用することとしました。

③ ICT の積極的な活用等

営繕工事における生産性向上の推進に向けた取組として、従前より、施工合理化技術の導入に関する施工者の提案を積極的に採用することとしていますが、平成 29 年 12 月に、施工合理化技術の導入を優位に評価するよう、「営繕工事に係る請負工事成績評定要領の運用について^{※4}」を改定し、施工合理化技術が提案、導入された場合の評価方法を明確にしました。

具体的には、工事成績評定の加点項目のひとつであった「CALS を活用とした施工管理の工夫」を「施工合理化技術を活用した施工管理の工夫」に変更し、プレハブ化、ユニット化、自動化施工、BIM、ASP 等の活用を施工合理化に資するものとして評価対象としています。

また、BIM については、BIM モデルの電子納品に対応するため「営繕工事電子納品要領」等の改定^{※5}を行い、平成 30 年度から適用することとしました。今後、施工段階での BIM 活用を推進するため、「官庁営繕事業における BIM モデルの作成及び利用に関するガイドライン^{※6}」を改定し、施工段階の BIM 活用に関する記載を充実させるほか、平成 30 年度発注工事において施工 BIM の試行を行う予定としています。

④ 書類の簡素化

営繕工事において、これまでも工事関係図書等の効率化に取り組んできましたが、平成 30 年 3 月、工事関係図書等の効率化を徹底するために、考え方の整理等を行いました。

具体的には、これまで、提出を求める図書を限定する考え方を整理し、契約後に提出を求める図書 93 種類を例示していましたが、今回、品質に影響のない範囲で省略・集約を行う考え方を整理し、省略・集約等により効率化できる図書を明示

することにより、93 種類から 74 種類に削減可能となりました。

3. おわりに

国土交通省大臣官房官庁営繕部では、営繕工事において本稿でご紹介した取組等を推進するとともに、公共建築工事や民間建築工事の発注者にも普及・促進を図ってまいります。

なお、営繕工事における働き方改革の取組については、国土交通省 HP にも掲載^{※7}しており、今後、随時更新していきますので、ご参照いただければと思います。また、公共建築に関するさまざまな技術的相談を受け付けている公共建築相談窓口^{※8}においても、引き続き、営繕部の職員が丁寧に対応してまいりますので、ご活用いただければ幸いです。

※1 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）等において、「行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日に工事の施工を行わない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。」と規定。

※2 「公共建築工事における工期設定の基本的な考え方」国土交通省 HP http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000033.html

※3 「概成工期」とは、建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態にまで完了しているべき期限。

※4 「営繕工事に係る請負工事成績評定要領の運用について」国土交通省 HP http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk7_000006.html

※5 「営繕工事電子納品要領」等の改定 国土交通省 HP http://www.mlit.go.jp/report/press/eizen06_hh_000026.html

※6 「官庁営繕事業における BIM モデルの作成及び利用に関するガイドライン」国土交通省 HP http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000094.html

※7 「営繕工事における働き方改革の取組について」国土交通省 HP http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000040.html

※8 「公共建築相談窓口」国土交通省 HP http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000016.html